

紋別地区消防組合告示第1号

次のとおり、公募型指名競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年1月27日

紋別地区消防組合

管理者 山崎 彰 則



1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 デジタル無線システム更新整備工事
- (2) 工事場所 紋別地区消防組合構成市町村内（紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町）
- (3) 工事期間 契約の日から令和9年3月31日
- (4) 工事概要 消防救急デジタル無線システムの機器更新整備工事
基地局5局、車載型陸上移動局64局、携帯型陸上移動局51局、
可搬型陸上移動局5局、卓上型固定移動局1局、無線受令機6台、
固定局（サイレン子局）21局、
紋別山山頂基地局舎建築及び付帯設備工事一式

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により執り行うものとし、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 単体企業

ア 令和7年度紋別地区消防組合構成市町村の入札参加資格者名簿中、本工事と同種（電気通信工事）の工事種目に登録されている者であること。

イ 経営事項審査結果通知書の電気通信工事の総合評定値(P)点が900点以上であること。

ウ 北海道内に本店、支店等を有する者であること。

エ 過去10年間以内に官公庁が発注した1億円以上の消防救急デジタル無線設備の整備工事、又は類似した工事を元請として受注し、完了した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の者であること。

オ 配置予定技術者は、この公告の日から過去10年間以内に官公庁が発注した、1億円以上の消防救急デジタル無線設備の整備工事、又は類似した工事を元請又は共同企業体の構成員として専任の主任技術者若しくは監理技術者として従事した経験のある者で、監理技術者として専任で配置することができる者であること。

カ 本工事に対応する建設業法の許可業種「電気通信工事業」について、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。

また、特定建設業許可を有する者であること。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ク 政令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

コ 国税及び地方税について未納がない物であること。

サ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

シ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

ス 次のいずれにも該当しない者であること。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められた者。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者。

② 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

③ 暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。

⑥ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

⑦ 法人であって、その役員のうち③から⑤までのいずれかに該当する者。

(2) 特定建設工事共同企業体

ア 共同企業体の構成員は、令和7年度紋別地区消防組合構成市町村の入札参加資格者名簿中、本工事と同種（電気通信工事）の工事種目に登録されている者であること。

イ 構成員の数は、2ないし3者とし、各構成員は次の要件を満たすこと。

① 代表構成員

(ア) アの資格認定の際における経営事項審査結果通知書の電気通信工事の総合評定値(P)点が900点以上であること。

(イ) 北海道内に本店、支店等を有する者であること。

(ウ) 過去10年間以内に官公庁が発注した1億円以上の消防救急デジタル無線設備の整備工事、又は類似した工事を元請として受注し、完了した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の者であること。

(エ) 配置予定技術者は、この公告の日から過去10年間以内に官公庁が発注した、1億円以上の消防救急デジタル無線設備の整備工事、又は類似した工事を元請又は共同企業体の構成員として、専任の主任技術者若しくは監理技術者として従事した経験のある者を、監理技術者として専任で配置することができる者であること。

② その他の構成員

(ア) アの資格認定の際における経営事項審査結果通知書の電気通信工事の総合評定値(P)点が600点以上であること。

(イ) 北海道内に本店、支店等を有する者であること。

(ウ) 配置予定技術者は、主任技術者として専任で配置することができる者であること。

ウ 本工事に対応する建設業法の許可業種「電気通信工事業」について、許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。

また、共同企業体の代表構成員にあつては、特定建設業許可を有する者であること。

エ 各構成員の出資割合は、均等割りの10分の6以上であること。

オ 共同企業体の代表構成員は、出資割合が構成員中最大であること。

カ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。

キ 前項(1)のキからサ及びスに該当する者であること。

3 入札参加資格審査申請

入札参加希望者は、デジタル無線システム更新整備工事に係る公募型指名競争入札参加資格審査申請書に次の各号の書類を添付して提出しなければならない。

(1) 申請書類等

ア 単体企業

① 配置予定技術者調書

② 特定関係調書

③ 類似工事施工実績調書

④ 誓約書

⑤ その他申請に必要な添付書類

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〈原本〉

（申請日の前3か月以内に発行されたもの）

① 建設業許可通知書又は建設業許可証明書〈写し〉

② 建設業許可申請書（様式第1号 別紙二（2））〈写し〉

③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書〈写し〉

④ 印鑑登録証明書〈原本〉（申請日の前3か月以内に発行されたもの）

イ 特定建設工事共同企業体

共同企業体は、次の書類に加えて、各構成員は前号アの①から⑤までを作成し、又は準備して添付すること。

① 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

② 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

③ 共同企業体委任状（各構成員が入札等に関する権限を代表構成員へ委任する場合）

(2) 提出期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月12日（木）までの土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所

紋別市幸町2丁目1番1号 紋別地区消防組合消防本部 警防課
電話 0158-28-7016

(4) 提出方法 持参又は郵便（書留）により提出すること。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断でほかに使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、公募型指名競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかの審査を行い、その結果を令和8年2月19日（木）までに書面により通知する。

5 申請書等の配布、閲覧等

(1) デジタル無線システム更新整備工事公募型指名競争入札参加資格審査申請書等の配布

ア 配布期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月12日（木）までとする。

イ 配布場所 紋別地区消防組合消防本部 警防課、又は紋別市ホームページ。

ウ 配布方法 郵送、又はファクシミリでの配布は行わないので、上記の場所で直接受け取るか紋別市ホームページからダウンロードすること。<http://mombetsu.jp>
直接受け取る場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

本件の入札参加資格審査申請者及び入札参加者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月26日（木）までとし、直接閲覧する場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 閲覧場所 紋別地区消防組合消防本部・消防署庁舎3階会議室

(3) 設計図書等に関する質問

本件の入札参加資格審査申請者及び入札参加者は、設計図書等に関する質問がある場合は書面によるものとし、持参、又は郵送（期日まで必着）により提出すること。

ア 受付期間 令和8年1月27日（火）から令和8年2月26日（木）までとし、持参する場合は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで、郵送する場合は令和8年2月26日午後5時必着とする。

イ 受付場所 紋別地区消防組合消防本部 警防課

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、原則として質問受理後1週間以内に回答する。

6 契約条項を示す場所

紋別地区消防組合消防本部 警防課

7 入札及び開札

(1) 入札執行の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月12日(木) 午前10時00分

イ 場所 紋別市幸町2丁目1番1号 紋別地区消防組合消防本部・消防署庁舎3階会議室

(2) 入札書の提出

持参するものとし、郵送等による入札は認めない。

(3) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札事務担当職員に入札参加資格確認通知書の写しを提出するとともに、代理人に入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出すること。

(4) 入札参加者又はその代理人は、所定の入札書及び委任状を使用すること。

(5) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行前に、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ア 入札保証金は、落札者にあつては契約締結後に、落札しなかった者にあつては開札後に返還するものとする。ただし、落札を取り消された者の入札保証金は紋別地区消防組合に帰属するものとする。

イ 納付した入札保証金は、契約を締結するときに契約保証金の一部として振り替えることができる。

ウ 本入札に参加しようとする者が、保険会社との間に紋別地区消防組合を被保険者とする入札補償保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部を納めないことができる。

エ その他、入札保証金に関する取扱は紋別地区消防組合財務規則による。

(6) 契約保証金

本入札の落札者は、契約締結の際に、その履行を保証するため、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納入通知書により納付しなければならない。

ア 契約締結の際に、本入札の落札者が保険会社との間に紋別地区消防組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の全部又は一部を納めないことができる。

イ 契約保証金は、契約の履行後速やかに受注者に返還する。

ウ その他、契約保証金に関する取扱は紋別地区消防組合財務規則による。

(7) 入札執行時、工事費内訳書を提出すること。

(8) 入札に当たっては別添「入札心得」を熟知すること。

(9) 入札の執行回数は1回とする。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得等において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格者であっても、審査後、指名停止を受け、入札執行時点において指名停止期間中である場合は、その者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であつて、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 契約の相手方の決定にあつては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

10 議会の議決に関する事項

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、紋別地区消防組合議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、紋別地区消防組合議会の議決を得たときは本契約を締結する。

11 予定価格等

- (1) 予定価格は、指名競争入札の執行案内の際に開示する。
- (2) 最低制限価格 設定する。

12 支払条件

- (1) 前金払 契約金額の4割に相当する額の範囲内で請求することができる。
- (2) 中間前金払 契約金額の2割に相応する額以内で請求することができる。ただし、次のすべての条件を備えた場合に請求できる。
 - ア 工期の2分の1を経過していること。
 - イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (3) 部分払 2回行う。
- (4) 中間前金払と部分払の選択
中間前払金又は部分払については、原則として契約締結時にいずれかを選択するものとし、契約締結後の変更は認めない。

13 その他

- (1) 入札参加者は、紋別地区消防組合の入札心得等その他関係法令を遵守すること。
- (2) この公告の内容に関して不明な点は、紋別地区消防組合消防本部警防課に照会すること。

電話 0158-28-7016